

つやま産業支援センター公認 PR 大使設置要綱

令和 3 年 4 月 28 日

(目的及び設置)

第 1 条 つやま産業支援センター（以下「センター」という。）は、MADE IN TSUYAMA 製品等の魅力を YouTube 及び Instagram 等で紹介し、MADE IN TSUYAMA 製品等の知名度の向上及びブランディング並びに売上の増加を図るため、つやま産業支援センター公認 PR 大使（以下「公認 PR 大使」という。）を置く。

(任務)

第 2 条 公認 PR 大使の任務は、次に掲げるとする。

- (1) You Tube 及び Instagram 等での MADE IN TSUYAMA 製品等の紹介、動画及び写真撮影を含むプロモーション活動
- (2) 前号に掲げるもののほか、センターが必要と認める事項

(資格)

第 3 条 公認 PR 大使は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者でなければならない。

- (1) 18 歳以上であること。
- (2) 今後 SNS 上で活動していく意欲があること。
- (3) MADE IN TSUYAMA 製品等の振興へ貢献したいという熱い思いがあること。
- (4) 津山市暴力団排除条例（平成 23 年津山市条例第 21 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団員等でないこと。

(認定)

第 4 条 公認 PR 大使は、次の各号に掲げる区分に応じ、センターが委嘱する。

- (1) 津山市にゆかりがある者
- (2) 岡山県にゆかりのある者
- (3) アパレルが好きな者

(任期)

第 5 条 公認 PR 大使の任期は、令和 4 年 3 月 31 日までとする。

(再任)

第 6 条 センターは、任期が満了するまでに公認 PR 大使の同意を得て、公認 PR 大使を再任することができる。

2 再任の任期は1年間とする。

(辞任及び解任)

第7条 公認PR大使は、その職を辞任しようとするときは、その旨を辞任する1か月前までにセンターに申し出なければならない。

2 センターは、公認PR大使としてふさわしくないと認められる事由その他特別な事由があるときは、公認PR大使を解任することができる。

(報酬等)

第8条 公認PR大使に対する報酬は、原則として支給しない。ただし、センターの依頼により第2条各号に掲げる任務のため活動した場合においては、津山市職員等の旅費に関する条例(昭和42年津山市条例第6号)の規定に準じて算出した額を超えない範囲の実費を予算の範囲内で支給するものとする。

2 センターは、公認PR大使に対して第2条各号に規定する任務を遂行するため必要があると認めるときは、次に掲げるものを提供する

- (1) 名刺
- (2) 本市の産業情報を掲載した資料
- (3) その他センターが必要と認めたもの

(権利関係)

第9条 センターの依頼により第2条各号に掲げる任務のため公認PR大使が活動した場合に生じた動画、写真、音声等の成果物(以下「成果物」という。)の所有権および著作権(著作権法第21条から第28条に定める権利を含む。)等の一切の知的財産権は、センターに帰属するものとする。

2 センターは、公認PR大使の承諾なくして成果物を改変し、または、本要綱の目的以外にも使用することができるものとする。

3 ただし、成果物の制作過程で発生した成果物として構成しない写真や文章等の知的財産権は、公認PR大使に帰属するものとする。

4 公認PR大使は成果物につき、著作者人格権を行使しないものとする。

(個人情報の取り扱い)

第10条 公認PR大使は、任務の実施により得た個人情報を取り扱うに当たり、個人情報の取扱いに関する法令、国が定める指針、その他規範を遵守しなければならない。

(禁止行為)

第11条 公認PR大使は、任務の実施にあたり、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公式 You Tube チャンネルの運営を妨げる行為
- (2) 公序良俗に反する行為
- (3) 他人に不快感を与えるまたは誹謗・中傷する行為
- (4) 他人の著作権その他の知的財産権を侵害する行為
- (5) 他人のプライバシー権または肖像権を侵害する行為
- (6) 前号に掲げるもののほか、センターが運営に際して不適切と判断される行為

(庶務)

第 12 条 公認 PR 大使に関する庶務は、センターにおいて処理する。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、公認 PR 大使に関し必要な事項は、センターが別に定める。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 28 日から施行する。